

# 令和8年度香川県NPO基金分野指定寄附補助事業募集要項

## 1 概要

香川県特定非営利活動促進基金に寄せられた分野指定寄附について、香川県特定非営利活動促進基金運営要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、寄附目的に沿った事業を募集するものです。

## 2 募集内容

### (1) 対象事業（交付申請書にどの分野を対象とする事業であることを明記してください）

- ① 高齢者に関する支援を目的とする事業（高齢者分野）
- ② 障害者に関する支援を目的とする事業（障害者分野）
- ③ 子どもに関する支援や子どもの健全育成を目的とする事業（子ども分野）

※複数の分野には応募できません。

### (2) 補助対象事業の例

高齢者、障害者、子どもを対象とした講演会やイベントの開催、研修会の実施、支援体制の構築など

### (3) 補助事業者

令和8年4月1日時点の要綱第7条（基金登録団体）の登録団体

### (4) 事業実施期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月12日（金）まで

### (5) 補助金額

1団体につき30万円を上限とし、10万円を下限とします。（補助率10/10）

### (6) 補助対象経費

以下の経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとします。

ただし、事務所の賃借料、総会及び理事会の開催に要する経費、事務職員の人件費等、法人の管理運営に要する経費は除きます。

	区 分	具体例
①	賃金、報償費	補助対象事業のために雇用した者の賃金、講演会等の講師謝金など
②	旅費	事業に参加する講師、出演者、スタッフ等の交通費など
③	消耗品費	来場者向けに準備するマスク、事業に使用する文具など ※事業期間内に使い切ることができるものに限りです。
④	印刷製本費	事業の実施に係るチラシ等の印刷代、資料等の製本代など
⑤	材料費	製作体験イベント等の材料費など
⑥	通信運搬費、手数料	事業の実施に係る郵送料、オンラインを活用した活動に伴うものなど
⑦	委託料	事業の実施に係る委託料
⑧	使用料及び賃借料	事業の実施に係る会場や機材等の使用料、借上料など
⑨	備品購入費	事業の実施に係る備品（取得価格5万円以上の物品）の購入費 ※機材・備品等の購入のみを目的とした費用は対象外です。 ※法人の管理運営に使用する機材等の購入は対象外とします。 ※法定経費、租税公課、リサイクル料等は対象外とします。

### 3 応募方法

下記書類を香川県男女参画・県民活動課まで郵送、持参及びEメールにより提出してください。

#### (1) 提出書類 (ホームページからダウンロードできます)

- ① 香川県NPO基金補助金交付申請書 (第11号様式)
- ② 事業計画書 (別紙1)
- ③ 事業実施のスケジュール (別紙2)
- ④ 補助申請事業に係る収支予算書 (別紙3)
- ⑤ 事業費の積算の根拠となる見積書等のコピー  
※単価1万円以上の場合は見積書 (10万円以上の場合2者以上) の添付が必要です。
- ⑥ 事業内容が分かる資料 (任意) (団体会報、パンフレット、新聞記事、写真など)  
※書面審査のみとなりますので、できるだけ添付してください。

#### (2) 提出期限

令和8年5月29日(金) 必着

#### (3) 問い合わせ・提出先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号  
香川県政策部男女参画・県民活動課 NPO基金担当  
TEL : 087-832-3174 E-mail : [kenmin@pref.kagawa.lg.jp](mailto:kenmin@pref.kagawa.lg.jp)

※ 県ホームページに NPO基金補助金Q&A を掲載していますので、参考にしてください。

#### (4) 応募についての留意事項

- ① **過去1年間に分野指定補助金の交付を受けた団体の応募は不可とします。**  
**※令和7年度に分野指定寄附の補助金を受けた団体は今回の応募はできません。**
- ② 応募は1法人1事業とします。(複数の分野や同分野への複数の応募はできません)

### 4 手続きの流れ

- ① 交付申請書類の提出 (令和8年5月29日(金) 必着)
- ② 選考委員会による審査及び補助金交付決定通知 (令和8年7月下旬から8月上旬予定)
- ③ 実績報告書の提出 (最終令和9年3月31日まで)  
※補助事業が終了した日の翌日から起算して 30日以内又は3月31日のいずれか早い日までの提出が必要です。
- ④ 額の確定通知の送付
- ⑤ 請求書の提出
- ⑥ 補助金の支払

### 5 その他

- (1) 応募に要する経費は、応募者の負担とし、提出された書類は返却しません。
- (2) 要綱第22条により登録を抹消された場合又は虚偽の記載があった場合は、応募を無効とします。
- (3) 補助事業に関係する書類は、5年間(令和14年3月末まで) 保存しなければなりません。
- (4) 価格が10万円を超えるものについては、耐用年数に相当する期間が経過するまでは、知事の承認を受けず、転用や、譲渡、廃棄などはできません。
- (5) 県が補助事業実施期間中及び完了後に現地検査を行うことがあります。
- (6) 審査の過程において、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や交付決定時に実施方法や対象経費などについて条件を付す場合があります。
- (7) 県のホームページ等において採択者及びその事業等を公表するとともに、リーフレット等で紹介することがあります。